

就学援助制度のお知らせ

就学援助とは

就学援助は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、村が就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

対象となる方

東通小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方が対象となります（児童生徒・保護者の村内住所登録要件はありません）。

該当要件	証明書類
1.生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書等
2.村民税が非課税の方	課税証明書（世帯全員分）
3.村民税を減免されている方	減免承認通知書等の写し
4.個人の事業税を減免されている方	減免承認通知書等の写し
5.固定資産税を減免されている方	固定資産税額決定通知書の写し
6.国民年金の掛金を減免されている方	国民年金保険料免除申請承認通知書等の写し
7.国民健康保険税を減免されている方	国民健康保険税減免承認通知書等の写し
8.児童扶養手当を受給中の方	児童扶養手当証書の写し
9.生活福祉資金貸付を受けている方	生活福祉資金貸付金決定通知書の写し
10.災害等により経済的に困っている方	被災証明書等の写し

申請手続き

就学援助費申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、**教育委員会教育総務課**へ提出してください。なお、令和3年度分の申請については、1月15日から2月末日までの間に申請してください。

お問合せ

教育委員会教育総務課 ☎：0175-27-2111（内線335）

水質検査結果のお知らせ

令和2年10月19日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先：（一財）青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和2年10月19日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和2年10月19日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和2年10月19日	太平滝浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。
水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課（上水道グループ）までご連絡ください。

☎ 27-2111（内線452）

《水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ》

◆下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海藻類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



◆下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

下水道施設が整備されていない地域において、補助金の交付決定を受けた日から令和3年1月末日までに合併浄化槽の設置が完成し、令和2年1月末日までに補助申請ができる方を対象とします。

なお、補助金の交付決定前に施工した場合は補助対象としないのでお気をつけ下さい。

詳しくは、水資源サービス課までお問い合わせ下さい。



【問合せ先】東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎ 27-2111（内線456・457）